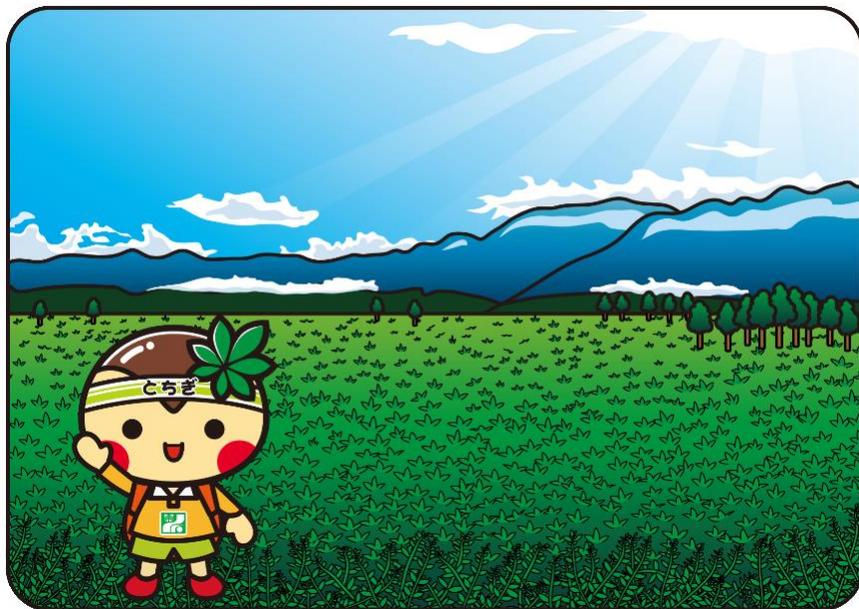


令和7(2025)年度

介護サービス事業者に対する集団説明会

〔（介護予防）特定施設入居者生活介護〕



栃木県保健福祉部指導監査課

資料の構成

各ページごとに **事例** **指導・ポイント** **基準** の順に掲載しています。

※音声の説明は原則、事例及び指導・ポイントについて行います。基準は、必要に応じてご自身で確認してください。

※説明内容を示すページと事例等を掲載するページの2ページごとのセットになっております。なお、追加の資料等がある場合は3ページ以上になっている場合もあります。

人員に関する基準

1 介護職員の配置

事例

- 介護職員が配置されていない（不在の）時間帯がある。

指導・ポイント

- 常に1以上の介護職員が確保されるよう、適切な人員を配置すること。

基準

【居宅基準省令第175条第2項第2号八】

2 看護職員の配置

事例

- 常勤の看護職員 1 人を配置しているが、機能訓練指導員を兼務していることから常勤換算方法で 1 未満となり、基準を満たしていない。

指導・ポイント

- 適正な人員を配置すること。

〔看護職員の数〕

※ 総利用者数に応じて以下のとおり。（以下を超える分も総利用者数に応じて増加。）

- ・ 30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1 以上
- ・ 31から80までは、常勤換算方法で、2 以上
- ・ 81から130までは、常勤換算方法で、3 以上

基準

【居宅基準省令第175条第2項第2号ロ】

運営に関する基準

1 特定施設サービス計画の作成

事例

- 利用者が入居した日から約1か月の間、特定施設サービス計画を作成しないまま、サービス提供を行っていた。

指導・ポイント

- 利用者が入居する際に、計画作成担当者が、特定施設サービス計画の原案についてあらかじめ作成し、利用者又はその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得た上で、特定施設サービスの提供を開始すること。

基準

【居宅基準省令第184条】

2 利用料の受領（その他の日常生活費）

事例

- 日常生活費及び教養娯楽費として、運営規程に対象品目を記載し、その費用の支払いを利用者から受けているが、対象品目にレクリエーションで全員が使用する文房具等が記載されていた。

指導・ポイント

- その他の日常生活費については、利用者等に対して一律に提供し、画一的に徴収すべきものではないとされていることから、内容（対象品目）等を点検し、利用者又は家族の希望を確認した上で便宜の提供を行い、実費の支払いを受けること。

基準

【居宅基準省令第182条第3項】

【居宅基準解釈通知第3の十の3(4)②】

【通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）】

3 勤務体制の確保等（職員研修）

事例

- 認知症介護基礎研修未受講の職員が見受けられた。

指導・ポイント

- 直接処遇職員のうち無資格者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

基準

【居宅基準省令第190条第4項】

【居宅基準解釈通知第3の2の3(6)③】

4 衛生管理等

事例

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していない。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていない。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施していない。

指導・ポイント

- 上記委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 上記指針を整備すること。
- 上記研修及び訓練を定期的にそれぞれ実施すること。

基準

【居宅基準省令第192条において準用する第104条第2項】

【居宅基準解釈通知第3の十の3(14)②】

5 口腔衛生の管理（1 / 2）

※令和9(2027)年3月31日まで努力義務

事例

- 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士（以下「歯科医師等」という。）から、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行っていない。

指導・ポイント

- 施設において、歯科医師等が当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。

基準

【居宅基準省令第185条の2】

【居宅基準解釈通知第3の十の3(8)①】

【リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について（R6.3.15老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号 第2章第6）】

5 口腔衛生の管理（2 / 2）

※令和9(2027)年3月31日まで努力義務

事例

- 歯科医師等の技術的助言及び指導に基づく入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成していない。

指導・ポイント

- 歯科医師等の技術的助言及び指導に基づく入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成すること。

基準

【居宅基準省令第185条の2】

【居宅基準解釈通知第3の十の3(8)②】

【リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について（R6.3.15老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号 第2章第6）】

6 非常災害対策（1 / 4）

事例

- 震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるための計画を作成していない。

指導・ポイント

- 非常災害対策計画（非常災害に備えるため、周辺の地域の環境及び利用者の特性等を踏まえ、利用者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画）を策定すること。

基準

【居宅基準条例第5条第1項（ほか）】

【介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

（平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号）】

6 非常災害対策 (2 / 4)

事例

- 定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練が行われていない。
- 訓練を実施しているが、実施結果の記録がない。

指導・ポイント

- 策定した非常災害対策計画に基づき、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を実施すること。
- 訓練実施後は、その結果を検証し記録を残すこと。また、検証結果等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこと。

基準

【居宅基準条例第5条第3項、第5項】

6 非常災害対策 (3 / 4)

事例

- 訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるための連携に必要な取組を行っていない。

指導・ポイント

- 地域住民に施設の構造や利用者等の実態を認識してもらい、災害時の協力体制を確保しておくため、訓練へ地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

基準

【居宅基準条例第5条第4項】

6 非常災害対策 (4 / 4)

事例

- 水防法に基づく洪水浸水想定区域内・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に位置し、要配慮者利用施設に指定されているが、避難確保計画を作成していない。

指導・ポイント

- 要配慮者利用施設に指定されている場合は、水防法・土砂災害防止法に基づく避難確保計画を作成し、市町に提出するとともに、当該計画に基づく訓練を定期的（年1回以上）実施し、その結果を同市町へ報告すること。

基準

【水防法（昭和24年法律第193号）第15条の3】

【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条の2】

7 秘密保持等

事例

- サービス担当者会議等において、利用者家族の個人情報を用いる場合の同意について、利用者の代理人のみの立場から同意を得ていた。

指導・ポイント

- サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を使用する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。

基準

【居宅基準省令第192条において準用する第33条第3項】

8 身体的拘束等の適正化（1 / 3）

事例 1

- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が3月に1回以上開催されていない。
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が虐待の防止のための対策を検討する委員会と同時に開催されているが、内容が虐待の防止についてのみで、身体的拘束等の適正化について検討されていない。

指導・ポイント

- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。
- 上記の両委員会を同時に開催する場合には、それぞれの項目について検討するとともに、記録を残すこと。

基準

【居宅基準省令第183条第6項第1号】 【居宅基準解釈通知第3の十の3(5)②】

事例 2

- 身体的拘束等の適正化のための指針が整備されていない。
- 身体的拘束等の適正化のための研修が年 1 回しか行われていない。

指導・ポイント

- 上記指針を整備すること。
- 上記研修を年 2 回以上実施し、記録を残すこと。

基準

【居宅基準省令第183条第6項第2号、第3号】 【居宅基準解釈通知第3の十の3(5)③、④】

8 身体的拘束等の適正化（2 / 3）

事例

- 身体拘束廃止未実施減算に該当する事例（身体的拘束等の適正化のための委員会を3月に1回以上開催していない、指針を整備していない、研修を年2回以上実施していない。）が確認された。

指導・ポイント

- 身体的拘束等が行われているか否かを問わず、以下の一つでも未実施のときは、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針の整備。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための定期的な研修（年2回以上）の実施。

基準

【居宅報酬告示別表10注4】 【大臣基準告示第42号の2】

【施設報酬留意事項通知第2の4(4)】

8 身体的拘束等の適正化（3 / 3）

事例

- 切迫性・非代替性・一時性の確認を行わないまま身体的拘束等を行っている。
- 身体的拘束等の実施に当たって、切迫性・非代替性・一時性を確認した結果が記録されていない（身体拘束廃止未実施減算に該当する事例）。

指導・ポイント

- 身体拘束の恐れがある利用者については、身体的拘束適正化検討委員会を中心に以下の対応を行うこと。
 - ① 「身体拘束が利用者にも与える影響を考慮してもなお当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない事由か」「本当に代替策はないか」について十分な検討を行い、詳細に記録すること。

指導・ポイント

- ②身体拘束が必要と判断した場合であっても、実施期間はできるだけ短期間で設定するとともに、利用者の状況が緊急やむを得ない場合に該当しない時間帯には行わないなど、「可能な限り一時的」なものとする。
- ③身体拘束を行う都度、介護記録に、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由、その態様及び時間、利用者の心身の状況に関する職員の気づき等を細かく記録すること。
- 緊急やむを得なく身体的拘束等を行う場合の記録が整備されていない場合、利用者全員について所定単位数から減算することとなるので、特に留意すること。

基準

【居宅基準省令第183条第4項、第5項（ほか）】 【居宅基準解釈通知第3の十の3(5)①】

【居宅報酬告示別表10注4】 【大臣基準告示第42号の2】 【施設報酬留意事項通知第2の4(4)（ほか）】

経過措置期間中の事項

令和9（2027）年4月1日から義務化

9 生産性向上に係る事項

ポイント

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催すること。

目的

- 業務効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため。

委員メンバー

- 管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましい。
- 各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。
- 生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えない。

基準

【居宅基準省令第192条で準用する第139条の2】 【居宅基準解釈通知第3の八の3(19)】

参考

<https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/index.html>

介護報酬

1 口腔・栄養スクリーニング加算

事例

- 利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について、介護支援専門員に対し毎月報告を行っているが、スクリーニングで確認すべき項目を把握した内容の記録が確認できない。

指導・ポイント

- 6月ごとに行うスクリーニングにおいては、施設報酬留意事項通知に記載のある確認項目について確認（記録を含む）し、情報（口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合及び低栄養の状態の場合は、それぞれ、その改善に必要な情報も含む。）を介護支援専門員に対し、（文書等で）提供すること。

基準

【大臣基準告示第42号の6】 【施設報酬留意事項通知第2の4(14)②】

【リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について（令和6年3月15日老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号）第2章第5】

参考

〔施設報酬留意事項通知に記載のある確認項目〕

イ 口腔スクリーニング

- a 開口ができない者 , b 歯の汚れがある者 , c 舌の汚れがある者
- d 歯肉の腫れ、出血がある者 , e 左右両方の奥歯でしっかりかみしめることができない者
- f むせがある者
- g ぶくぶくうがいができない者（※利用者の状態に応じて確認可能な場合に限り評価を行うこと）
- h 食物のため込み、残留がある者（※利用者の状態に応じて確認可能な場合に限り評価を行うこと）

ロ 栄養スクリーニング

- a BMIが18.5未満である者
- b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者
- c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 , d 食事摂取量が不良（75%以下）である者

2 看取り介護加算（1 / 2）

事例

- 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者であるかが確認できなかった。

指導・ポイント

- 医師が回復の見込みがないと診断した記録を残しておくこと。
- 看取り介護に係る計画を医師等が利用者等に説明し、当該計画について同意を得てから加算を算定すること。
- 利用者等に対して行われる随時の説明に関し、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載し、同意を得た旨を記載しておくこと。

基準（2 / 2 も同じ）

【施設基準告示第24号】 【利用者等告示第29号】 【施設報酬留意事項通知第2の4(18)】

2 看取り介護加算 (2 / 2)

事例

- 加算を算定するために必要な指針の策定等及び見直し、研修の実施等が確認できなかった。

指導・ポイント

- 看取り介護の実施当たって、管理者を中心として看取りに関する指針（以下「指針」という。）を定める必要がある。
- 医師その他の職種の者による協議の上で、ケアカンファレンス等を通じた看取りの実績等を踏まえて、適宜、指針の見直しを行うこと。
- 入居の際に、指針を利用者又はその家族等に説明し、同意を得ること。
- 看取りに関する職員研修を行い、その記録を残すこと。

資料の確認報告のお願い

集団説明会の資料を確認された方は、確認報告をお願いします。

本動画掲載ページと同じページに、確認報告へのリンクを用意しておりますので、案内に従って入力をお願いします。

報告期限は、令和8年6月30日（火）となっています。

- ※ 資料の掲載は、報告期限後も一定期間継続しますのでご活用ください。
- ※ 確認報告につきましては、報告いただいたかを後日照会する場合がございます。